

# 65歳超雇用推進助成金

## 65歳超継続雇用促進コース

令和4年4月1日以降に、

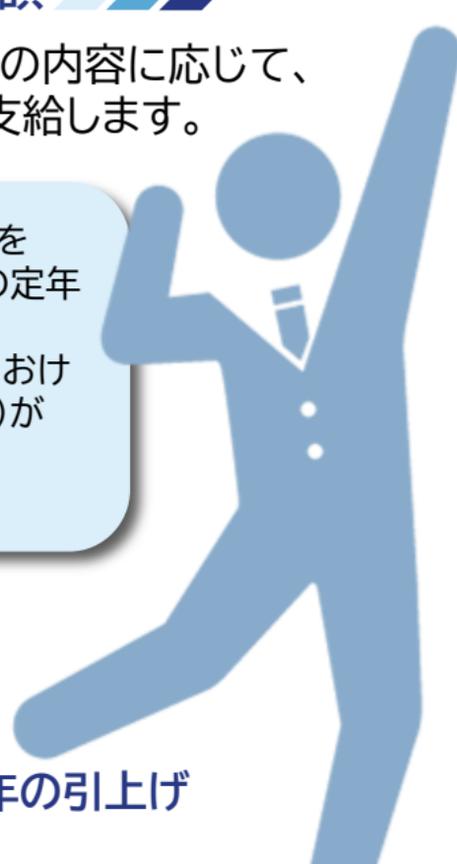
- A. 65歳以上への定年引上げ、
- B. 定年の定め廃止、
- C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、
- D. 他社による継続雇用制度の導入

のいずれかを実施した事業主に対して助成されます。

### 助成額

定年引上げ等の措置の内容に応じて、下表の金額を支給します。

A～Dのいずれの措置を実施する場合も、実施前の定年または継続雇用年齢(Dの場合、他の事業主における継続雇用年齢も同様)が70歳未満である場合に支給します。



#### A 65歳以上への定年の引上げ

#### B 定年の定め廃止

60歳以上被保険者数		1人～3人	4人～6人
65歳		15万円	20万円
66～69歳	5歳未満の引上	20万円	25万円
	5歳以上の引上	30万円	50万円
70歳以上		30万円	50万円
定年の定め廃止		40万円	80万円

60歳以上被保険者数		7人～9人	10人以上
65歳		25万円	30万円
66～69歳	5歳未満の引上	30万円	35万円
	5歳以上の引上	85万円	105万円
70歳以上		85万円	105万円
定年の定め廃止		120万円	160万円

#### C 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

	65歳	70歳以上
1人～3人	15万円	30万円
4人～6人	25万円	50万円
7人～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

#### D 他社による継続雇用制度の導入

右表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成します。

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

### チェック項目

- ✓ 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- ✓ 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- ✓ 措置実施の6か月前の日から支給申請日の前日までの間に高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことや同法第10条の3第2項に基づく勧告を受けていないこと。
- ✓ 支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- ✓ 高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること等が必要です

